

# 特別定額給付金（1人10万円） のお知らせ

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、一人あたり10万円が給付されます。

給付対象者	基準日（令和2年4月27日）に陸別町の住民基本台帳に記録されている方
給付額	給付対象者1人につき10万円
申請する方 (受給権者)	世帯主の方に、ご家族分をまとめて申請いただきます。 例) 4人家族の場合：世帯主が4人分の申請を行い、給付金40万円が世帯主名義の口座に振り込まれます。

## 申請方法

1、 陸別町役場から世帯主宛てに申請書が届きます。

【5月中旬に発送します】

2、 給付金の申請方法は2通り

① **郵送による申請**

申請書に振込先口座を記入し、本人確認書類（運転免許証やマイナンバーカード、パスポート等）、振込先がわかるもの（通帳やキャッシュカード等）の写しを添えて、返信用封筒で役場総務課へ郵送してください。

② **オンライン申請**（マイナンバーカード所持者が利用可能）

マイナポータルから振込先口座を入力し、口座確認書類をアップロードすることで電子申請が可能となります。（5月中旬）

（※上記の申請が難しい場合に限り、役場総務課窓口での申請も受け付けます。）

3、 給付金の振込み

給付金は、申請者(世帯主)本人名義の銀行口座へ5月下旬より順次振込みます。

- ※ 申請期限は、郵送での受付開始日から3か月以内です。
- ※ 配偶者からの暴力を理由に避難している方は、世帯主でなくとも、手続きにより給付を受けることができます。下記へご連絡ください。
- ※ 給付金を装った詐欺にご注意ください。

陸別町役場 総務課 企画財政室 (TEL27-2141)